

明石川浄水場のPFOS・PFOA値について

1 PFOS・PFOAと水道水質基準

PFOS・PFOAとは有機フッ素化合物の一つであり、泡消火剤等で広く使われてきたものですが、健康リスクの可能性があるとされており、現在では一般には使われていません。

PFOS・PFOAの水道水の水質基準（表1）における位置付けは、従来は「要検討項目」とされていましたが、令和2年4月1日より「水質管理目標設定項目」（水質管理上留意すべき項目を定めているものであり、規制対象項目を定めている「水質基準項目」とは性格が異なります。）とされ、PFOS・PFOAの合計として1リットル当たり50ナノグラムの目標値が設定されています。

2 明石市の水道の現状

厚労省の発表にもありましたように明石川浄水場のPFOS・PFOA値は46.4でした。

原因としては、水源である明石川河川水のPFOS・PFOA値が高いことが考えられます。環境省発表のデータによると、明石川上水源取水口のPFOS・PFOA値が105.4となっています。

3 健康面への影響

現時点ではPFOS・PFOA値についてWHOのガイドライン値もなく、厚生労働省もPFOS・PFOAの有害性について明確な評価はしていません。

世界的にはアメリカの健康勧告値（人が70年間毎日2リットル飲用しても問題ないとされる値：1リットル当たり70ナノグラム）が最も厳しかったのですが、日本の目標値（1リットル当たり50ナノグラム）はこれよりもさらに厳しいものであり、明石川浄水場の数値はこの日本の目標値を下回っていることから、健康に問題はありません。

4 今後に向けて

明石川浄水場においては活性炭処理によりPFOS・PFOAを除去しており、この活性炭の入れ替え頻度を高くすることで、より安全な水道水の供給に努めてまいります。

しかし、原因が明石川河川水の水質であることから、根本的な解決のためには、明石川河川水からの取水を止め、阪神水道企業団からの受水を目指してまいります。

表1. 水道水の水質基準の体系（令和2年4月1日現在）

水質基準項目	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業者等に遵守義務・検査義務あり 健康関連31項目+生活上支障関連20項目
<u>水質管理目標設定項目</u> （この項目に該当）	<ul style="list-style-type: none"> 評価値が暫定である場合や検出レベルは高くないものの水質管理上留意すべき項目等 水道事業者等が水質基準に準じた検査等の実施に努め水質管理に活用 健康関連項目14項目+生活上支障関連13項目
要検討項目	<ul style="list-style-type: none"> 毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等 全45項目について情報・知見を取集